

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

平成 15 年 12 月 5 日

ソフトバンク BB(株)

JJ100.01 第 2 版での Annex C FBM の扱いと事後対策について

弊社は、前回会合にての寄書 SMS-05-CTLM-01R1 にてセンチリアム社及びイー・アクセス社から提案された上り拡張(EU)方式システム(以下仮称 EU-C)はスペクトル適合性が確認され、導入を実施する場合は、以下の通り、導入前に事後対策の実施を事業者間で行うこと提案する。

【背景】

Annex C FBM は JJ100.01 第 1 版ではクラス A から、第 2 版ではクラス B と変更されたが経過処置として表 6.2 の保護判定基準にしたがって DSL 事業者間での事後対策の対象として記載されている。

JJ-100.01 による Annex C システムへの各 EU システムのスペクトル適合性を以下に示す。

表1 Annex C システムへの各 EU システムのスペクトル適合性結果

上りシステム	Annex C DBM に対する限界線路長	Annex C FBM に対する限界線路長
EU-C-36	5.00 km	1.50 km
EU-C-40	5.00 km	1.50 km
EU-C-44	4.75 km	1.25 km
EU-C-48	4.25 km	1.25 km
EU-C-52	4.25 km	1.25 km
EU-C-56	4.00 km	1.00 km
EU-C-60	3.75 km	1.00 km
EU-C-64	3.50 km	1.00 km
EU-G	4.25 km	2.25 km

注) 限界線路長は、下り FDM 方式を組み合わせた場合で算出。

【結論】

寄書 SMS-05-CTLM-01R1 のスペクトル適合性確認結果から各 EU-C は Annex C FBM に対して影響が非常に大きい。表1で示す Annex C FBM に対する限界線路長以遠での導入の場合に関しては、JJ100.01 第2版での記載通り、事後対策の対象となり、導入前に DSL 事業者間で事後対策方法についての取り決めを実施することを提案する。

尚、弊社採用を予定している EU-G システムは、JJ100.01 第2版で記載されている、FBM の取り扱いを考慮して、事後対策の対象とならない限界線路長 2.25km で使用するようにシステム設計を実施している。

連絡先:ソフトバンク BB(株)
湯浅 重数
[e-mail: shyuasa@softbank.co.jp](mailto:shyuasa@softbank.co.jp)
TEL: 03-5641-3039